

インフラオメーション

過疎地域の固定資産税の課税免除

根室市内で、製造の事業、

情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備を新設または増設した方で、一定の要件を満たした場合、過疎地域自立促進特別措置法及び根室市過疎地域産業開発促進条例に基づき固定資産税の課税免除が受けられます。

■対象 製造（ガス製造および発電を除く）の事業、情報通信技術利用事業、旅館業（下宿営業を除く）の用に供する設備で、取得価額の合計が2、700万円を超えるものを新設または増設した方。

※公害を防止するため、適正な措置を講じていると市長が認めたものに限りです。

■課税免除の対象 事業に供する設備で、家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税。

※土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつ

た場合に限りです。

■課税免除の期間 3年度間

申・問 市商工観光課商工労働担当

TEL (23)6111番
内 2271

平成23年根室市新年交礼会を開催

新年を迎え、市内各界・各層の方々が一堂に会し、意を新たにするともに、さらなる交流を深めることを目的に「新年交礼会」が開催されます。

日 1月4日(火)11時

場 総合文化会館多目的ホール

会券 800円

会券取扱 市総務課総務・防災担当、歯舞支所、根室商工会議所

取扱期間 12月1日～17日

問 市総務課総務・防災担当

TEL (23)6111番
内 2222・2223

「市長への手紙」で市政へのご意見を

市民の皆さんから広くご意見をいただくため、「市長へ

の手紙」を実施しています。

「市長への手紙」は、広報ねむろ6月号に専用紙を印刷し皆さんにお届けしましたが、市の施設（市役所1階、総合文化会館、図書館、青少年センター、歯舞支所）のカウンターにも設置しています。投稿は専用紙に限らず、

官製はがきや通常の封筒でもかまいません。また、FAX

(24-8692番)や根室市ホームページにある「ご意見・お問い合わせ」の「市政へのご意見・ご要望」からも送信できます。

市民皆さんとの協働による「住みよいまちづくり」を進めるためにも、多くのご意見をお聴かせください。

問 市総務課広報聴取担当

TEL (23)6111番
内 2213

訪問健康診査を実施

市では、40歳以上の在宅で寝たきりの方や寝たきりに準ずる方と、その介護を主に担う健診機関での受診が困難な

方を対象に、訪問健康診査を実施します。寝たきりの原因は問いません。

■検査内容 医師による問診・

診察・血圧測定、尿検査、心電図検査、肝機能・腎臓機能

などの血液検査

日 1月以降に実施予定。日程が決定次第、個別に連絡します。

料 1,000円(免除規定あり)

申込締切 12月17日(金)

申・問 市保健課健康推進担当

TEL (23)6111番
内 2131

工業統計調査にご協力を

工業統計調査を、12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的として明治42年に始まり、

今年で92回目を迎えました。

これらの調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用され

るとともに、企業、大学など

での研究資料や小・中・高等学校の教材などにも、広く利用されています。

皆さんから提出いただいた調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入にご協力をお願いします。

問 市情報管理課統計担当

TEL (23)6111番
内 2356

12月10日～16日「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

国民の間に広く拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深める「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められています。現在、日本政府は12件17名を北朝鮮による拉致と認定していますが、いまだ北朝鮮から納得のいく説明はなされていません。

この啓発週間にきっかけに、北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心をさらに深め、その早期解決が国民的課題であるとの認識を再確認しましょう。 〓 根室警察署 〓



日・日時	定・定員	FAX
場・場所、会場	申・申し込み先	・ファックス
対・対象	問・問い合わせ先	内・内線
料・料金	TEL・電話	E・電子メール
		HP・ホームページ